生物多様性の保全及び持続可能な利用
～豊かな自然共生社会の実現に向けて～

（自然環境局　白書を読む会説明資料）

reduce
reuse
recycle

COOL CHOICE
未来のために、いま選ぼう。

地球のいのち、つないでいこう
生物多様性

環　境　省

生物多様性白書とは？

■生物多様性基本法

✓第十条（年次報告等）

これが生物多様性白書です

政府は、毎年、国会に・・・講じた（講じようとする）施策に関する報告を提出しなければならない。

ほかにどんな項目があるか？

✓第六条（事業者の責務）

責務が明示されている！

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、・・・生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

✓第七条（国民及び民間の団体の責務）

国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、・・・生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、・・・他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

重要な環境課題は何か？

国内では？

人間 もの

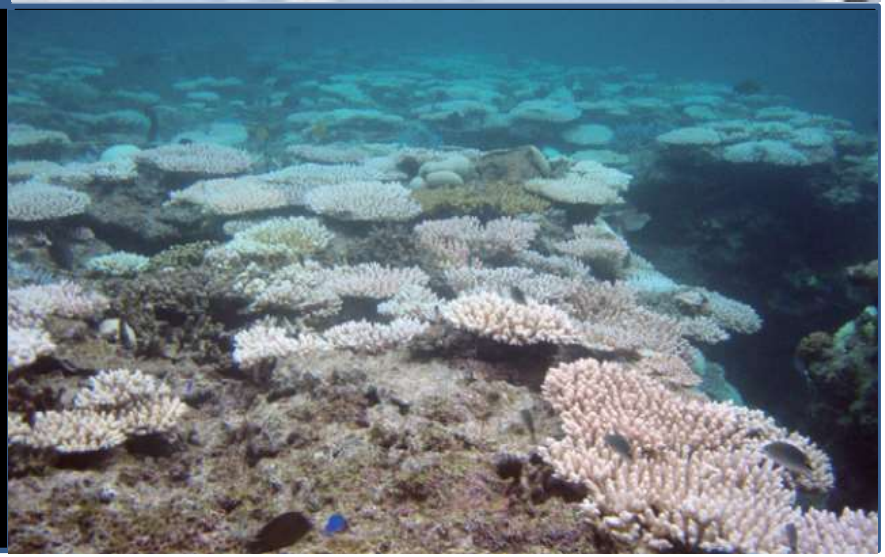

白書の内容

国立公園を取り巻く状況

国立公園満喫プロジェクト

○最大の魅力は自然そのものをコンセプトに、先行的・集中的に取組を進める8つの公園を選定し、ステップアッププログラムを策定。

慶良間諸島国立公園さんごゆんたく館(阿嘉島)

伊勢志摩天空カフェテラス全景イメージ

国立公園オフィシャルパートナー

○官民連携　国立公園の魅力を発信
→自然環境保全への理解
→地域の活性化

○2018年6月時点で49社
成田・羽田・中部国際空港、JAL、ANA、JR各社、NEXCO各社、日本旅行、JTB、モンベル、サントリーなど

環境省ホームページより

野生生物を取り巻く状況：鳥獣保護管理

環境省・農林水産省「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年）

〇ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後（平成35年度）までに半減させる目標を設定

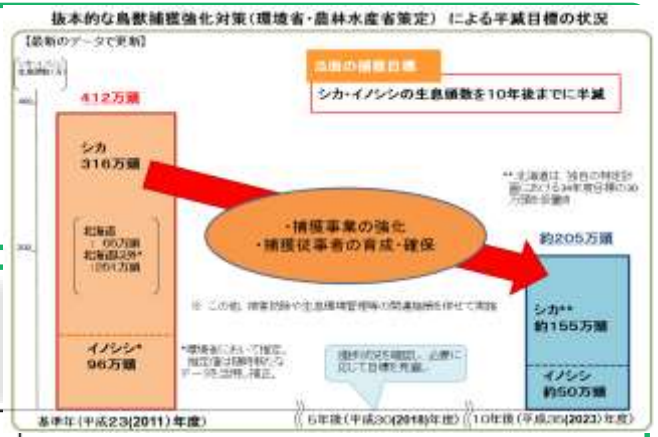

平成30年度交付金（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業）の拡充
環境省→都道府県（→事業者）

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	➢ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は１／２以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	➢ 事業費の１／２以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の２／３以内）
③ 効果的捕獲促進事業 捕獲技術の開発、市町村との連携による捕獲事業等を支援	➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者等への捕獲技術向上、安全管理、技能知識等の講習会等の開催費用を支援	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は１／２以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（新規） 狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた講習会開催など狩猟者の育成費用を支援	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は１／２以内
⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援（新規） 公的な認証等を受けた処理加工施設が指定した条件を遵守し持ち込まれた、狩猟による２頭目以降のニホンジカ、イノシシを対象に、その捕獲経費１頭９千円を上限とする定額補助を実施	➢ 1頭９千円上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ➢ １処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助

認定鳥獣捕獲等事業者制度

ニホンジカによる食害

野生生物を取り巻く状況：希少種保全

種の保存法一部改正

〇二次的自然（里山等）に分布する種について、調査研究や環境教育のための捕獲等を規制対象から除外する制度の要求

→商業目的の場合のみ規制できる**「特定第二種国内希少野生動植物種制度」**を創設

〇動植物園等が行う生息域外保全の活動を後押ししたい

→「認定希少種保全動植物園等制度」を創設

〇国際希少野生動植物種や象牙等に係る違反事例・不正が発生

→個体識別措置の義務化、登録票の有効期限の導入による流通管理の強化、象牙事業を届出制から登録制にし、国内象牙市場の適正な管理を推進

水田に生息する両生類

高価で取引され、違法な流通の報告があるスローロリス

写真提供：自然環境研究センター

アフリカゾウ

マダガスカルホシガメ
写真提供：自然環境研究センター

国際希少野生動植物種登録票

登録記号番号 第 000-000000 号

種名	マダガスカルホシガメ
区分又は名称	生体
登録時における主な特徴	体長 XXXXXXXX 体重 5.5kg 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXXX 甲羅長 30.5cm 甲羅幅 25.0cm
備考	規制適用日（平成25年11月4日）より前に取得された個体

00000-0000

平成26年 6月 2日交付

一般財団法人
自然環境研究センター 理事長

登録票

マイクロチップ

野生生物を取り巻く状況:侵略的外来種

侵略的外来種による生態系の破壊

〇国内絶滅危惧種のうち、爬虫類の7割以上、両生類の5割以上において、外来種がその減少要因として挙げられている

グローバリゼーションの弊害

〇**「人と物資の移動が活発化」**したことによる非意図的導入が増加

ネコに捕食されるアマミノクロウサギ　鹿児島県奄美大島

ヒアリ対策

〇2017年6月、兵庫県尼崎市のコンテナから発見されて以来、12都道府県29件の発見事例有り

〇地元自治体や関係行政機関等と協力して、全て駆除し、高リスク港湾はモニタリング調査実施中

ヒアリの特徴と見分け方

小さいため、他のアリと見分けるのは困難ですが、肉眼でもわかる特徴もあります。

①**赤っぽくツヤツヤ**している。
②**腹部（おしり）**の部分は**暗めの色**。
③大きさは2.5mm～6mmで
様々な大きさのアリが混在

赤っぽくツヤツヤ

2mm～6mmのアリが混在

もしも、アリに刺されたら・・・

- ヒアリであれば、刺された時に熱い！と感じるような激しい痛みがあります。
- かゆみ、うみ、はれ、じんましんや、アレルギー症状が重篤な場合はアナフィラキシー症状（呼吸困難、血圧低下、意識障害）を引き起こす可能性もあります。
- 異変を感じたら、すぐに医療機関でアリに刺された旨を伝えて受診を。

アリグモとヒアリの見間違いにご注意！

在来種　アリグモ　脚は8本

外来種　ヒアリ　脚は6本

ヤガタアリグモ

⚠ アリグモをむやみに殺さないでください！
まずは脚を数えてみて！

新・湯治

新・湯治とは

○ 温泉地訪問者が、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
○ 年代、国籍を問わず楽しめること
○ 滞在期間を問わないが、より長期の滞在を行うことが効果的

大分県長湯温泉の炭酸泉

チーム新・湯治

チーム新・湯治に入ると… ※参加無料

温泉地では

温泉地のにぎわいを生み出すための取り組みとして、下記のような取り組みが考えられます。

・ 地域の自然や歴史・文化、食をめぐるプログラム
・ 年代、国籍を問わない宿泊プランや長期の滞在がしやすい宿泊プラン
・ 外湯めぐりの充実といった温泉地のにぎわいの創出

など

団体・企業では

温泉地のにぎわいを生み出すための取り組みとして、下記のような取り組みが考えられます。

・ 従業員等の福利厚生の一環としての温泉地の利用
・ これまでになかった温泉地でのツーリズムなどの創出
・ 温泉地の特色を活かした商品開発といった連携

など

地域循環共生圏

「つなげよう、支えよう森里川海」 プロジェクト

地域循環共生圏

〇地域の課題＝ビジネスチャンス　〇地域資源を商材にできる
〇地方に足りない　マーケティング、販路、その他経営ノウハウ　など

第2部
第2章

生物多様性地域連携促進法と生物多様性保全推進支援事業

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律）

法律で定めたこと

〇国が、基本方針を作成すること
〇市町村が、活動計画を作成すること、
〇市町村が、地域連携保全活動のための協議会を組織できること
〇地方公共団体が、多様な主体のマッチングのための拠点「地域連携保全活動支援センター」を設置する努力義務を負うこと

生物多様性保全推進支援事業

交付対象事業（抜粋）

１.生物多様性保全推進支援事業
①特定外来生物防除対策
②重要生物多様性保護地域保全再生
③広域連携生態系ネットワーク構築
④国内希少野生動植物種等対策
⑤地域・民間の連携促進活動への支援

交付対象者・交付割合（抜粋）

	交付対象者	交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会（地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人**等**で構成） ⑤地域連携保全活動支援センター・地方公共団体	１／２以内

事例

なぜ、びっくりドンキーの（株）アレフが取り組むの？

わたしたちは、この駆除活動を行うことが、食の安全・安心にも結びつくと考えています。また、2005 年から契約農家の方々にセイヨウオオマルハナバチを使用しないミニトマトの栽培を呼びかけています。

事業者の皆様向けの情報提供

生物多様性民間参画ガイドラインの改訂

ポイント

〇事業者に生じうる生物多様性に関わるリスクとチャンスとまとめた
〇日本標準産業分類を参考に、17業種別に事業活動ごとの取組を整理
〇取組の検討フロー図を作成

など

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/BDGL2_ja.pdf

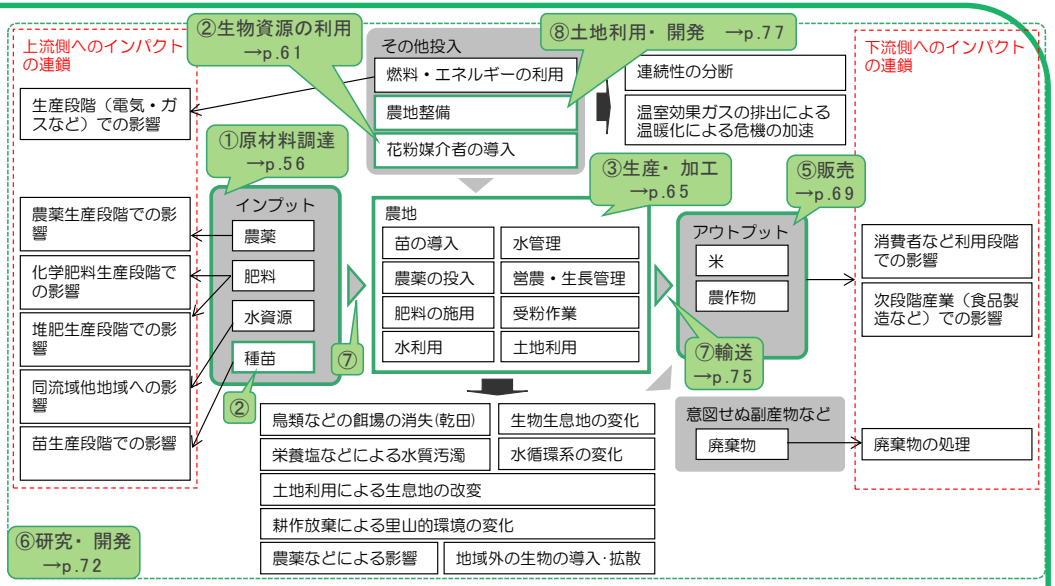

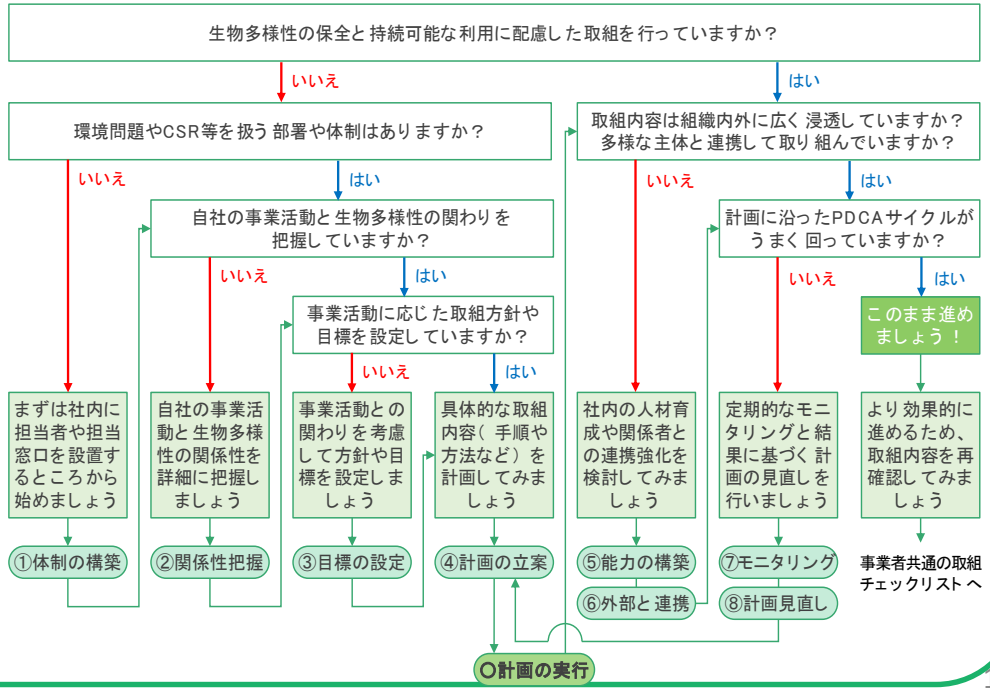

白書外

取組事例　本業を通じた生物多様性保全

生物多様性アクション大賞2017　環境大臣賞受賞

建設会社による事業改善提案
エコミーティング ～建設業における環境活動～

株式会社加藤建設

【概要】

受注した建設工事において、自然環境を守り回復する為に、どのような配慮・対策および工夫ができるかを社内ミーティングで検討し、発注者に提案・実施

生物多様性アクション大賞 2017

主催：国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）

【概要】

全国各地で行われている生物多様性の保全や持続可能な利用につながる活動を募り、5部門（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）に対して優秀な取組を表彰

名古屋議定書の締結と国内担保措置について

名古屋議定書

◆生物多様性条約は**遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分**を目的の一つに掲げ、**遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS: Access and Benefit-Sharing)**に関する基本ルールを設定。

◆生物多様性条約COP10（平成22年＠名古屋）において、生物多様性条約のABSルールが着実に実施されることを目指し、**名古屋議定書**が採択。（平成26年発効、平成30年6月15日現在106ヶ国・EUが締結）

◆議定書は締約国に対し、利用国・提供国両方の立場としての義務を課す。具体的には、

●利用国として、国内で利用される遺伝資源が提供国法令を遵守し取得されることとなるような措置

●提供国として、事前の同意（PIC）・相互に合意する条件（MAT）に基づき遺伝資源を提供するための透明・明確・確実な措置（提供国が別段の決定（＝PICを要求しない）を行う場合を除く）

をとること等を求めている（立法上・行政上・政策上のいずれの措置でも可）。

我が国の締結と国内措置

◆学術・産業界の関係者の意見を聞き丁寧に検討した結果、国内措置としてABS指針（※）を策定（平成29年5月18日公布）。同年平成29年８月20日に議定書は国内発効、同日付でABS指針施行。

国内措置の概要

◆名古屋議定書の枠組に従って遺伝資源を取得し日本に持ち込んだ者に対し、**環境大臣への適法取得の報告**を求める。

◆国内の遺伝資源の取得に関してPICは要求しない（**提供国措置はとらない**）

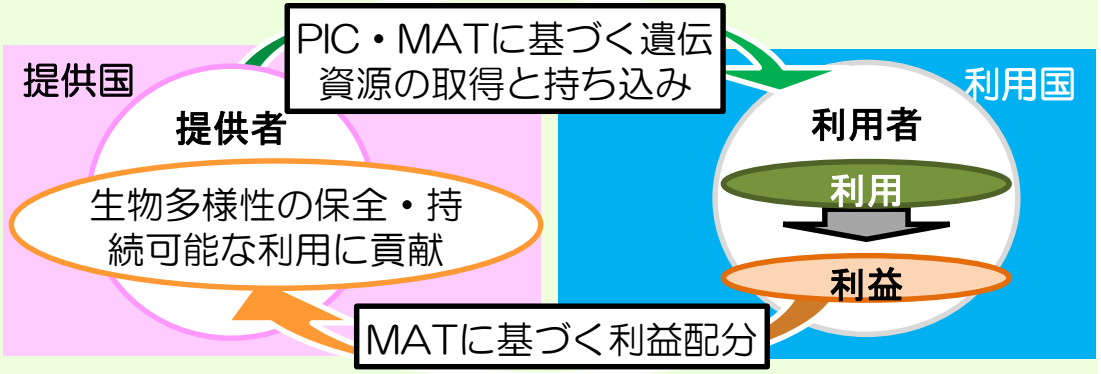

※正式名称は「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」。
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省、経済産業省、環境省による共同告示

ホットトピック

第2部
第2章

世界自然遺産の推薦について

―奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島―

世界遺産としての顕著で普遍的価値

＜クライテリアⅸ　生態系＞

大陸から分離し、小島嶼が成立した**地史を反映する独自の生物進化の事例が多数みられる。**

＜クライテリアⅹ　生物多様性＞

国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。

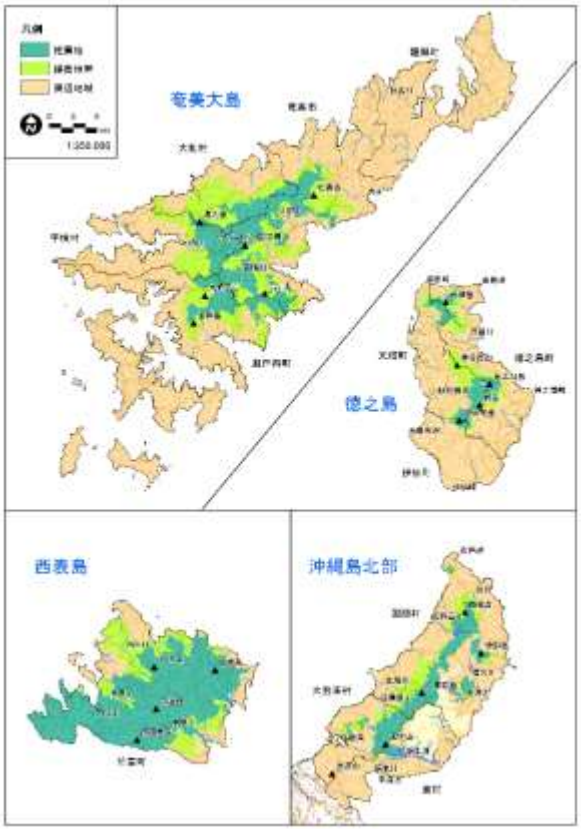

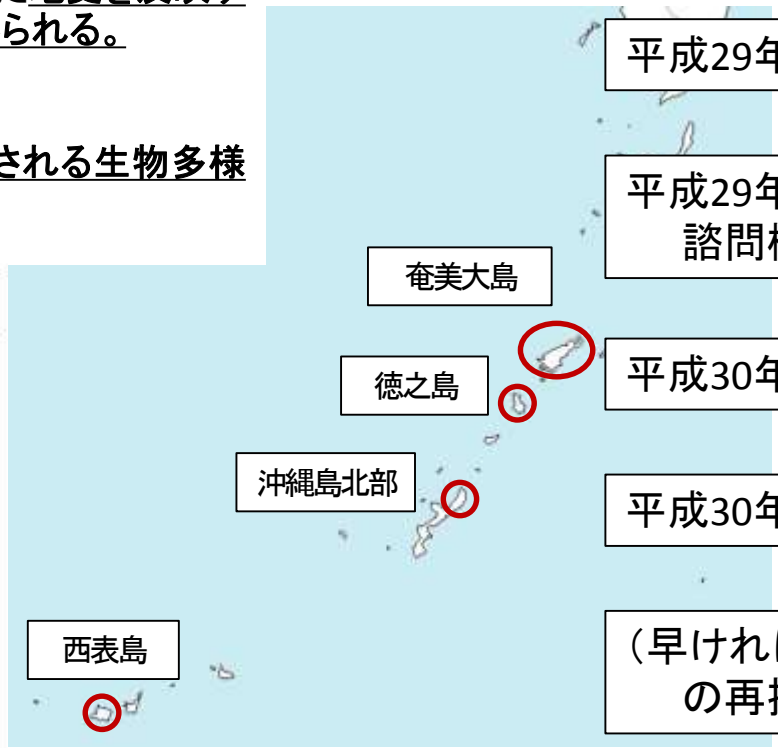

構成要素	推薦地（ha）	緩衝地帯（ha）
奄美大島	11,544	14,468
徳之島	2,434	2,852
沖縄島北部	5,133	3,268
西表島	18,835	5,542
総面積	37,946	26,130

＜世界自然遺産推薦の経緯＞

平成15年５月：世界遺産候補地の選定（国内）

↓

平成29年２月：世界遺産推薦書の提出

↓

平成29年10月：世界遺産委員会の諮問機関（IUCN）による現地調査

↓

平成30年５月：IUCNによる延期勧告

↓

平成30年６月：推薦取り下げの閣議了解

↓

（早ければ※）平成31年２月：世界遺産推薦書の再提出

※平成31年からは1国1件の推薦に制限されるため、文化遺産との調整が必要。

アマミノクロウサギ

ヤンバルクイナ

イリオモテヤマネコ

生物多様性分野における気候変動への適応

適応策のための将来予測

〇自然生態系に依存する業（ほぼ全て）に影響を与えることが確実
→将来予測中
〇将来シナリオに沿った「適応ビジネス」の展開が考えられる
→リスクとチャンス
〇将来シナリオそのものの情報が非常に高い価値をもつ

ニホンジカの生息域の拡大

生態系を活用した適応策「Ecosystem based Adaptation(EbA)」

〇Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

サンゴ礁による高波のエネルギーの減衰

湿原による遊水効果

白書外

一人ひとりができること　−MY行動宣言−

恵み豊かな生活を将来にわたって続けていくためには、生物多様性を意識し、日常の行動を見直すことが必要。

MY行動宣言

〇暮らしのなかで生物多様性を実感し、身近なところから生物多様性の保全と持続可能な利用を実践するためのキーワードとして、**5つのアクション「たべよう」「ふれよう」「つたえよう」「まもろう」「えらぼう」**を提案。

〇生物多様性の10年日本委員会（事務局：環境省）では、これらを行うことを宣言する**「MY行動宣言」**を推進。
（http://undb.jp/committee/tool/action/）